

第 66 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「福祉事務所に勤務する職員（所長及び次長を除く。）」を「次に掲げる職員」に、「現業業務」を「業務」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 福祉事務所に勤務する職員（所長及び次長を除く。）
- (2) 福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司

第10条第2項中「前項の業務に従事した日1日につき600円」を「次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 現業業務に従事した日1日につき600円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき6,600円

第25条の20中「第3条第2項第1号」の次に「又は第10条第2項第2号」を加え、「同号」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条（第1項第2号及び第2項第2号に係る部分に限る。）及び第25条の20の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（提案理由）

国における児童福祉司の処遇改善に係る取扱いを踏まえ、児童福祉司の特殊勤務手当の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。